

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 12月 17日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャニシモトグミ株式会社西本組
 住所 奈良県御所市室117-1
フリガナ代表者氏名 ニシモトタカヒロ代表取締役西本貴浩
 電話番号 0745-62-2881
 FAX番号 0475-65-2221
 メールアドレス nishimoto @nishimotogumi.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3年 12月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社西本組

住 所 奈良県御所市大字室117番地の1

代表者氏名 代表取締役 西本貴浩

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニシモトグミ 株式会社西本組		
住 所	〒639-2277 御所市大字室117番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	ニシモトタカヒロ 代表取締役 西本貴浩		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名 代表者の氏名	 代表取締役 西本繁明	代表取締役 西本貴浩 取締役 西本恵理 監査役 西本郁吉	年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県御所市大字室117番地の1
株式会社西本組

会社法人等番号	1500-01-013947	
商号	株式会社西本組	
本店	奈良県御所市大字室97番地	
	奈良県御所市大字室117番地の1	平成8年7月10日移転
公告をする方法	大阪市で発行するサンケイ新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和58年2月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 下水配管工事業 4. 宅地造成業 5. 山土販売業 6. 不動産の売買、交換、賃貸並びに所有管理及び利用 7. 骨材販売業 8. 造園業、緑化事業の請負 9. 防水工事業 10. 産業廃棄物の収集および運搬業 11. 上記に附帯関連する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 下水配管工事業 4. 管工事・機械器具設置工事業 5. 宅地造成業 6. 山土販売業 7. 不動産の売買、交換、賃貸並びに所有管理及び利用 8. 骨材販売業 9. 造園業、緑化事業の請負 10. 防水工事業 11. 産業廃棄物の収集及び運搬業 12. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成30年 2月 8日変更 平成30年 7月24日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 下水配管工事業 4. 管工事・機械器具設置工事業 	

	<p>5. 宅地造成業 6. 山土販売業 7. 不動産の売買、交換、賃貸並びに所有管理及び利用 8. 骨材販売業 9. 造園業、緑化事業の請負 10. 防水工事業 11. 産業廃棄物の収集及び運搬業 12. 各種プラント・機械器具設備の販売及び保守管理 13. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 6 日変更 平成 3 1 年 4 月 1 6 日登記</p>
発行可能株式総数	3 2 0 0 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株
株券を発行する旨 の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p>平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記</p>
資本金の額	金 5 0 0 0 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない
役員に関する事項	<p>取締役 <u>西 本 繁 明</u></p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日重任 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日登記 平成 3 1 年 1 月 2 3 日死亡 平成 3 1 年 2 月 4 日登記</p>
	<p>取締役 <u>西 本 貴 浩</u></p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日重任 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日登記</p>
	<p>取締役 <u>西 本 恵 理</u></p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日重任 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日登記</p>
	<p>奈良県御所市大字東松本 6 9 番地の 1 2 代表取締役 <u>西 本 貴 浩</u></p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日重任 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日登記</p>
	<p>監査役 <u>西 本 郁 吾</u></p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日重任 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日登記</p>

奈良県御所市大字室117番地の1
株式会社西本組

	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年 6月11日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年12月13日

大阪法務局堺支局

登記官

土 屋 佳 代



株式会社西本組 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社西本組 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 下水配管工事業
4. 管工事・機械器具設置工事業
5. 宅地造成業
6. 山土販売業
7. 不動産の売買、交換、賃貸並びに所有管理及び利用
8. 骨材販売業
9. 造園業、緑化事業の請負
10. 防水工事業
11. 産業廃棄物の収集及び運搬業
12. 各種プラント・機械器具設備の販売及び保守管理
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県御所市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、大阪市で発行するサンケイ新聞に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行することができる株式の総数は、3200株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡する時は、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告してそのために基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって社長が招集する。ただし、社長に事故もしくは故障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故もしくは故障が

あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が議長となり、取締役全員に事故があるときは総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の、議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は代理人によって議決権を行使することが出来る。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならないものとし、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

(株主総会議事録)

第 14 条 株主総会における議事の経過の要領、及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 15 条 当会社の取締役は、2 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 16 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の、議決権の過半数を有する株主が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 18 条 取締役会は、取締役の中から社長を選定する。

- 2 社長は会社を代表する。
- 3 取締役会は、会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は社長のほかに、前項の役付き取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 5 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で社長の業務を行う。

(取締役会の招集)

第 19 条 取締役会は社長が招集し議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序によりこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 20 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 21 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第23条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第24条 当社に監査役は、1名以上を置く。

(選任及び解任の方法)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第29条 当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 30 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の配当金には利息はつけないものとする。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 31 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

変更経歴

・平成 29 年 1 月 27 日臨時株主総会により下記の通り定款変更を承認

第 4 章取締役・第 5 章取締役会を第 4 章取締役及び取締役会とし、第 5 条を機関の設置とし、第 19 条、第 20 条、第 21 条を 1 条にまとめ第 19 条とする。

第 12 条は第 1 項にまとめて第 2 項を削除して第 13 条とする。

第 14 条を改訂して、第 15 条として員数を 2 名以上とし、従前の第 15 条(取締役の選任)、第 16 条(取締役の解任)を 1 条にまとめて第 16 条(選任及び解任の方法)とする。

第 23 条を(監査役の権限の範囲)に改める。

如上の改定の為、その他条項に所要の改定を施す。

・平成 30 年 2 月 8 日臨時株主総会により目的に 1 項目を追加

管工事・機械器具設置工事業

・平成 31 年 4 月 17 日臨時株主総会により目的に 1 項目を追加

各種プラント・機械器具設備の販売及び保守管理

この定款の写しは、原本と相違ない事を証明します。

令和 3 年 12 月 10 日

住所 奈良県御所市大字室 117 番地の 1

株式会社西本組



代表取締役 西本貴浩



誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 12 月 17 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社西本組

奈良県御所市大字室117番地の1

代表取締役 西本貴浩



水道事業者 殿

令和 3年 12月 14日

委任状

日本水道協会 奈良県支部 御中

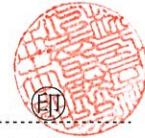
申請（届出）者

住 所 奈良県御所市大字室 117 番地の 1

氏 名 株式会社西本組

代表取締役 西本貴浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



私は 行政書士・山口泰樹 を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所 奈良県御所市関屋 85 番地

氏 名 山口泰樹 (登録番号 03282799 号)

連絡先 Tel. 0745-66-2280, Fax 050-3737-4772

記

- 1 指定給水装置工事事業者指定事項変更届提出の件について
- 2 届出書の訂正に関する事